



薬生安発 0319 第 1 号  
平成 31 年 3 月 19 日

日本製薬団体連合会  
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

#### 「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

#### 記

別紙 1 から別紙 5 のとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合には、法第 52 条の 3 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

【医薬品名】 クエチアピンプマル酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「中毒性表皮壊死融解症 (Toxic Epidermal Necrolysis : TEN) 、皮膚粘膜眼症候群 (Stevens-Johnson症候群) 、多形紅斑 : 中毒性表皮壊死融解症、皮膚粘膜眼症候群、多形紅斑があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 クロザピン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項の腸閉塞、麻痺性イレウスに関する記載を

「腸閉塞、麻痺性イレウス、腸潰瘍、腸管穿孔：  
本剤の抗コリン作用により腸閉塞、麻痺性イレウス、腸潰瘍、腸管穿孔が  
あられ、死亡に至った例も報告されている。便秘等の異常が認められた場合  
には適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】 ボノプラザンフマル酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「中毒性表皮壊死融解症 (Toxic Epidermal Necrolysis : TEN) 、皮膚粘膜眼症候群 (Stevens-Johnson症候群) 、多形紅斑 : 中毒性表皮壊死融解症、皮膚粘膜眼症候群、多形紅斑があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 デノスマブ（遺伝子組換え）（120mg 製剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「治療中止後の高カルシウム血症：  
骨巨細胞腫患者において、本剤治療中止後、高カルシウム血症があらわれ  
ることがある。

治療中止後の多発性椎体骨折：  
本剤治療中止後、多発性椎体骨折があらわれることがある。」

を追記する。

【医薬品名】 ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・  
クラリスロマイシン  
ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・  
メトロニダゾール

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

(ボノプラザンフマル酸塩) の [副作用] の項に新たに「重大な副作用」として

「中毒性表皮壊死融解症 (Toxic Epidermal Necrolysis : TEN) 、皮膚粘膜眼症候群 (Stevens-Johnson症候群) 、多形紅斑 :  
中毒性表皮壊死融解症、皮膚粘膜眼症候群、多形紅斑があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

を追記する。